



# 函館北ロータークラブ会報

The Weekly Report of



2003~2004年度  
 R1会長のB.ライオンズ  
 国際ローターのテーマ  
**『手を貸そう』**

## 四つのテーマ

1. 真実か どうか
2. おんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるか どうか

北村 祐治 会長テーマ『YES, I DO!』さあ、行動しよう!



10月29日卓話 鈴木 良和氏

## 《第1942回例会》 第18号 11月5日(水)

### 本日のプログラム

卓話 「不正薬物、鉄砲の密輸入の動向」

函館税関長 鈴木 康孝氏

★会長 北村 祐治(干尋) ★幹事 柴崎 晃

例会場：函館国際ホテル 〒040-0064 函館市大手町5-10 TEL23-5151  
 例会日：毎週水曜日 12:30~13:30 事務局：函館市大手町5-10 ニチロビル4F TEL23-3870

## 株式会社 国際サービズ

(建物清掃管理業)

代表取締役 阿部 誠 太  
 〒040-0064 函館市大手町5-10 ニチロビル  
 TEL(0138) 23-1408

(広告掲載：阿部 誠 太 会員)

函館北ロータークラブは web(ホームページ)を公開しております。

http://www.hakodate-north.org/  
 e-mail: r1@rotary.hakodate-north.org

### 2003-04年度 函館北ロータークラブの事業目標

1. 一般会計の健全化——創立50周年に向けて
2. 親睦「この方と出会うよかつた1」——2003年9月21日創立記念式典・懇親会が最大の「親睦の日」
3. 奉仕——\*地域社会：市入交通安全車(1800cc)の寄贈(記念事業)  
 \*ローターによる新世代への教育開発・認知開発を自派す  
 \*国際奉仕：国際奉仕活動の「芽」を育てる  
 \*他国では、一万円の奉仕の価値が十倍・二十倍に高められます。  
 [R.1.3400地区 インドネシア・シヨクラサカルタ・タラシカ、Cを通じて、小学校の図書館整理のため、本箱・机・本1500冊などの物品を寄贈する。]
4. インターネット・コミュニケーション委員会を設置し、当クラブ以外のクラブとの情報を円滑にし、合わせて 会員企業の情報交換に貢献する。
5. 友人の言動に注意を示し、友人の成長を願って、「手」を貸しましょう。——  
 —Lend a Hand and Take Action with our "heartfelt care"  
 —for Rotary's international vision!

### ◎10月15日出席報告

会 員	40名	出席率対象会員		39名
		出席規定免除会員	出席率規定免除会員	
当 日 出 席	24名	当 日 欠 席	15名	
他クラブ出席	9名	出 席 合 計	33名	
出 席 率				86.84%

・テレフォンサービズ(例会移動案内)電話 26-3170 番

次回・11月12日 「夜間例会並びにクラフアツセンソリー」  
 プログラム 大黒屋旅館 午後6時30分~

◎委員会報告

- 職業奉仕委員会** 鈴木 伸一 委員長  
来月健康診断を高藤先生の所で実施しますので、よろしくお願ひします。
- 創立40周年実行委員会** 南木 哲雄 幹事  
40周年記念ウエルカムパーティー登録料、皆様にお返しする予定でしたが、予算関係上お返しができなくなり、皆様のおゆるしがあれば、40周年の会計に入れたいと思ひます。(出席会員全員賛成)

◎幹事報告 柴崎 晃 幹事

- ロータリーレポートが11月1日より現行116円から110円に変更となります。
- 千葉港R.C.から会報が届いておりますので回覧致します。
- 函館魚田R.C.11月10日自主休会に変更です。
- 40周年記念式典の写真申し込みしていない方がおりましたら、今日中に申し込みして下さい。

◎親睦活動委員会 渡部 二康 委員

ニコニコBOX投入報告

- 地区大会参加者一同……皆さん無事に帰って来ました。
- 北村 会長……地区大会無事終了しました。
- 柴崎 幹事……地区大会函館ナイトが非常に楽しかったです。
- 石橋 会員…… ”
- 茂木 会員……イタリヤに行つて来ました。
- 今井 会員……BOXに協力。
- 鈴木 会員……欠席がちのお詫び。
- 斎藤 会員……BOXに協力。
- 大谷 会員…… ”
- 西尾 会員…… ”
- 小笠原 会員…… ”
- 山下 会員…… ”
- 柴前 会員……うちの職員が卓話をしますので、よろしく。
- 南木 会員……いよいよ選挙が始まりました。隣の事務所まで頑張っております。

◎卓話 「住民基本台帳ネットワークシステムについて」

函館市市民課記録係 係長 鈴木 良和 氏

(1) 趣旨

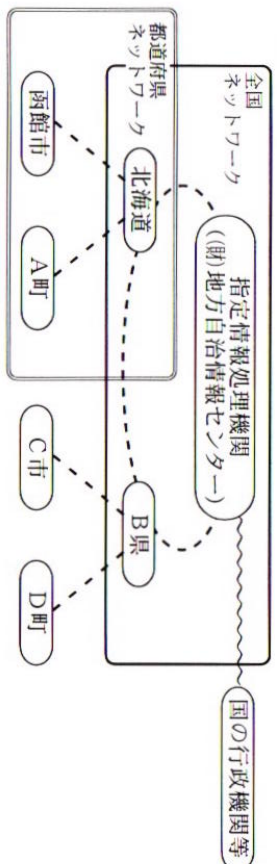
平成11年8月に住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布され、各種行政事務の基礎であり、住民の居住関係を証明する住民基本台帳のネットワーク化を図り、高度情報化社会に対応して、国・地方を通じた行政事務の効率化、住民の負担軽減、サービスの向上を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムを構築するものです。

(2) 内容

市町村毎に個別に導入・運用している住民基本台帳の電算システムから、本人確認情報(氏名・生年月日・性別・住所・住民票コード・変更情報)をCS(コミュニケーション)サーバ)に転送し、このCSを都道府県に接続して都道府県内でネットワーク化し、さらに都道府県のシステム同士を接続し、全国ネットワーク化することで、自治体の枠を超えて本人確認が可能となります。

- ・全国共通仕様の住民基本台帳カードを本人の希望に基づき市町村が発行します。

<概要図>



(3) 効果

全国共通の本人確認が可能となるため、次のような効果があります。

- 平成14年8月から
- ・国の行政機関等が本人確認情報を利用することにより、住民が各種申請・届出を行う際、住民票の写しの添付の省略が順次可能となることから住民負担の軽減とサービスの向上を図ることが出来ます。
- 平成15年8月から
- ・全国どこの市町村でも住民票の写しの交付が受けられるようになる。
- ・住民基本台帳カード(ICカード)を発行し、それを利用することにより、
- ①転入転出の手続きが簡単になる。(転出証明書の交付を受けることが不要)
- ②写真付きのものについては、身分証明書として活用することも可能となる。
- ③条例を定めることにより、独自のサービスを受けることも可能となる。

(函館市は今のところ独自利用の予定は無い)

**国の行政機関等**

- ・継続的に行われる給付行政や資格付与の分野で、住民生活に関係の深い行政事務(267事務)について、本人確認情報を利用することにより事務の簡素化効率化が図られます。(都道府県や市町村においては、267事務以外の事務について別途条例の定めるところにより、本人確認情報を利用できるようにします)
- ・市町村において、転入転出の事務処理の簡素化が図れる。

(4) 個人情報保護の措置

制度(法令)面から万全の対策を講じています。

- ①住民基本台帳ネットワークシステムで保有する本人確認情報は、法律により「氏名・生年月日・性別・住所・住民票コード」これらの変更情報」に限定されています。
  - ②住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を行う行政機関や利用事務については、法律で具体的に規定されており、目的外の利用は禁止されています。
  - ③民間部門の住民票コードの利用を禁止しています。
  - ④関係職員等に対する「安全確保措置」及び「秘密保持」を義務付けています。なお、関係職員が秘密を漏らした場合は、通常より重い罰則規定が適用されます。
  - ⑤指定情報処理機関は、毎年、行政機関への本人確認情報の提供状況を公表することとなっています。
  - ⑥自分の本人確認情報については、開示の請求をしたり、訂正などの申し出を行うことができます。
- 技術面から万全の対策を講じています。
- ①外部ネットワークからの不正侵入、情報の漏えいを防止します。